

# Stop! ザ・ネットトラブル

= 保護者のみなさんへお知らせしたいこと =

## ～ 本当にあった怖い話!! ～

便利なインターネット。でも犯罪などの危険と隣り合わせであることは見過ごしがち。フィルタリングを必ず利用するとともに、**日頃から親子のコミュニケーション**をとって、子供には家庭のルールの下で利用させることが大切です。



### ×保護者の知らないところで・・・

#### CASE1 女性だと信じていたら・・・

女子高校生はコミュニティサイトで知り合った「女性」から「モデル事務所を紹介してあげる」と言われ、スマートフォンで上半身裸の画像を撮影して送った。しかし、この女性は男がなりすましていたものであり、男から「裸の画像を学校にばらまく」と脅された。



#### 児童ポルノ製造、脅迫被害

※画像は一度流出すると、回収は困難で、一生苦しむことになります。

#### CASE2 インターネット上の危ない出会い

女子中学生は、GPS機能と連動し近くにいる異性を検索できるアプリを利用して、一度だけのつもりで男と会い、現金と引き換えにわいせつな行為をされた。その後「学校に援助交際をしたことを通報されなくなかったら、もう一度会おう」と面会を要求された。



#### 児童買春、強要被害

※インターネットのやりとりだけでは、本当の素性はわかりません。

#### CASE3 家出少女は狙われる

親とけんかをした女子中学生は、宿泊場所の提供を求めコミュニティサイトに書き込んだところ、車で迎えに来た男から家出をするようにそのかされ、そのまま男の家に連れて行かれた。



#### 未成年者誘拐被害

※宿泊場所の提供を受ける見返りは大きく、犯罪の被害者となる可能性があります。

#### CASE4 携帯音楽プレーヤーやゲーム機にも要注意!

女子小学生は、インターネット接続が可能な携帯音楽プレーヤーを利用し、SNSで男と知り合った。女子小学生は、男から巧みな言葉で頼まれ、裸の画像を携帯音楽プレーヤーのカメラ機能で撮影し、その画像を画像交換アプリで送信した。



#### 児童ポルノ製造被害

※携帯音楽プレーヤーやゲーム機、タブレット端末からもインターネット接続が可能です。

「良い人だ」書き込みだけで決めないで  
平成28年度「情報通信の安全な利用のための標語」個人部門佳作受賞  
富山県内中学校より出品

出典：警察庁「STOP! ネット犯罪 ネットの世界は危険と隣り合わせ!」

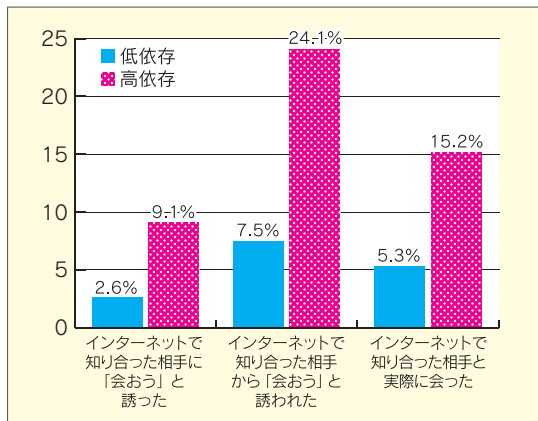
## ～ インターネットへの依存が高い子供は、犯罪被害に遭う危険性が高い?! ～

警察の調査によると、インターネットへの依存が高い子供は、低い子供に比べ、「インターネット上で知り合った相手から『会おう』と誘われた」又は「実際に会った」と回答する割合が高いこと、コミュニティサイトに起因する犯罪（子供が被害者）において、犯人の大半が、子供との性交など接触を目的としていることなどがわかりました。インターネット利用を子供任せにすることは、保護者が考えている以上に危険なことです。

### 《依存傾向とインターネット上の見知らぬ相手との交友》

【調査対象】東京都内の中・高校生2,071人  
**低依存**：下記項目のいずれにも該当しない場合（全体の約24%）  
**高依存**：下記項目4つ以上に該当する場合（全体の約30%）

- ① 携帯電話（インターネット）が手元にないと不安になる
- ② 食事をしながら、携帯電話をいじる
- ③ 友達と遊んでいても、携帯電話をいじる
- ④ 携帯電話を忘れたら、家に取りに帰る
- ⑤ 寝るときも、携帯電話が近くにないと落ちつかない
- ⑥ 予定の時間が来ても携帯電話でインターネットを止められない
- ⑦ 宿題などしなくてはいけないがあっても、携帯電話を使う
- ⑧ 携帯電話のない生活は考えられない
- ⑨ 携帯電話を使っていると、何となくほっとする
- ⑩ 気がつくとも、何時間も携帯電話を使っている



出典：警視庁ホームページ「子供の携帯電話やインターネット利用について」

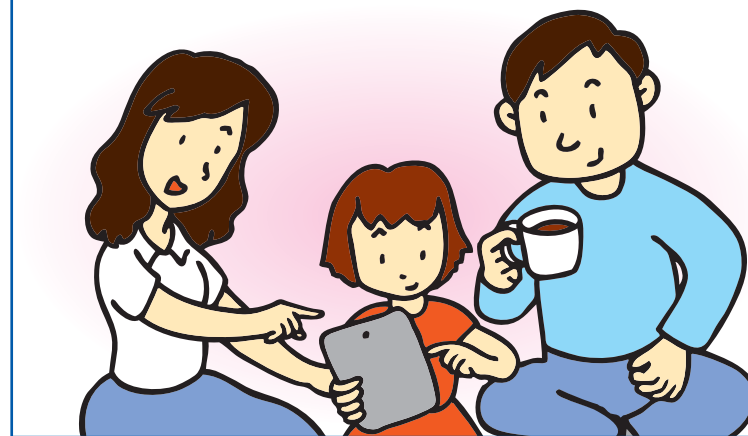
## ～ 子供の適切なインターネット利用は、保護者の務め ～

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」という法律があることをご存知でしょうか？この法律の中で、保護者は「子供のインターネット利用を適切に管理すること」などに努めることとなっています。

無関心は禁物!

### 第6条《保護者の責務》 ※責務…責任と義務（広辞苑より）

- ① 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。
- ② 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。



子供は、保護者の姿を見て、学び、育ちます。

子供がインターネットを適切に利用できるかどうかは、「保護者の態度や意識」にかかっています。

まずは、保護者自身がインターネットを正しく理解し、手本となりましょう!

## ～ 保護者の子育て勉強 ～

### インターネットは、機器も通信回線も日々進化!!

☆無線LAN回線（Wi-Fi等）の普及により、インターネットに接続できる機器が増えています。



### お下がリスマホ=タブレット端末

家族が機種変更して使わなくなったスマートフォンや中古品ショップで売っている中古スマートフォンは、子供にとっての宝物。

いわゆる「お下がりスマホ」や中古スマートフォンからも、携帯電話会社と契約しなくても、無線LAN回線があれば、インターネットに接続できます。

★中古品ショップでは、子供だけで中古スマートフォン等を買えます。

### — インターネットの質問サイトより —

〇〇で中古の携帯（スマホ）を買おうと思っています。僕は中学生なので未成年です。僕1人で購入はできないでしょうか。（中略）そしてなるべく親にはばれないようにしたいです。

### 保護者の知らないところで、子供はインターネットに接続

駅、公園、公民館など公共施設やコンビニなどお店が提供するフリースポット（無料のWi-Fi等）を使えば、インターネットに接続が可能です。※フリースポットの整備状況は地域で異なります。

一緒に、子供のインターネット利用を考えていきましょう。  
富山県教育委員会